三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（第三百六十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

［四～十二　略］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官四十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百六十三条の三　沖縄地区税関の監視部に、上席調査官二人以内及び調査官一人を置く。

［２・３　略］

（知的財産調査官）

第三百七十三条　［略］

２　知的財産調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び上席調査官の行う事務を総括する。

［一・二　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官六人以内及び審査官六人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、調査部に統括調査官二人、統括審理官三人及び特別審理官一人を置く。

（統括調査官の職務）

第三百七十八条　統括調査官は、次に掲げる事務を分掌する。

［一・二　略］

２　［略］

（情報管理官）

第三百八十条　［略］

２　情報管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　［略］

二　関税等の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

（上席調査官及び調査官）

第三百八十条の二　沖縄地区税関の調査部に、上席調査官五人以内及び調査官八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百八十条の三　沖縄地区税関の調査部に、上席審理官四人以内及び審理官八人以内を置く。

［２・３　略］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

［四～十二　同上］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十四人以内及び監視官四十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百六十三条の三　沖縄地区税関の監視部に、上席調査官及び調査官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（知的財産調査官）

第三百七十三条　［同上］

２　知的財産調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

［一・二　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官六人以内及び審査官五人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　［同上］

２　前項に掲げる課のほか、調査部に統括調査官二人、統括審理官二人及び特別審理官一人を置く。

（統括調査官の職務）

第三百七十八条　統括調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

２　［同上］

（情報管理官）

第三百八十条　［同上］

２　情報管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　［同上］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

（上席調査官及び調査官）

第三百八十条の二　沖縄地区税関の調査部に、上席調査官三人以内及び調査官七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百八十条の三　沖縄地区税関の調査部に、上席審理官三人以内及び審理官八人以内を置く。

［２・３　同上］